

(別紙)

#### 第4期障害福祉計画の作成に係るQ&A

No.	質問内容	回答(案)
1	地域生活への移行の目標について、未達成割合を加えた割合以上を目標値とするがあるが、未達成割合とは、達成できなかった割合(%)かそれとも人数のどちらか。	「未達成割合に相当する人数」を加えて目標値とすることを想定している。
2	地域生活支援拠点について、今後、具体的な内容を示す予定はあるのか。	平成27年度概算要求で、地域生活支援拠点等整備推進モデル事業を計上したところであり、その取組事例の情報発信も併せて行う予定である。
3	地域生活支援拠点は、グループホーム又は障害者支援施設が連携していることが必要か。例えば、相談支援事業所と短期入所事業所が連携して拠点とすることは可能か。	必ずしもグループホーム又は障害者支援施設において実施していることが必要ではなく、質問のような形態での実施も可能である。
4	就労移行支援事業の就労移行率の目標について、事業所に対する指定権限がない市町村においては、目標の達成に向けた取組を行うことが難しいが、市町村も当該目標を設定する必要があるのか。	目標を設定した上で、都道府県等と連携しながら取組を行っていただきたい(指針においても、目標値の達成のため、都道府県等との連携体制の整備について示している)。
5	就労移行支援事業の事業所ごとの就労移行率について、市町村の管内に就労移行支援事業所がない場合、どのようにすればいいか。	当該市町村の管内に就労移行支援事業所がない場合であっても、計画期間中に新たに設置された場合を想定して目標を設定いただきたい。
6	市町村で就労移行支援事業の就労移行率の目標を設定する場合、管内の事業所をベースにするのか、それとも当該市町村で支給決定している障害者の数をベースとするのか。	市町村の区域における就労移行支援事業所をベースに目標を設定する。
7	市町村で就労移行支援事業の就労移行率の実績を把握する場合、計画の期間中に新たに設置された事業所も含めるという理解でいいか。	お見込みのとおり。

8	<p>就労移行率の考え方は、次の2とおりが考えられるが、②という理解でいいか。</p> <p>(①)</p> <p>A 事業所毎のある年度の4月1日に支給決定されている者の数を分母</p> <p>B その事業所で、その年度中に一般就労した者を分子</p> <p>(②)</p> <p>A 事業所毎のある年度の4月1日に支給決定されている者の数を分母</p> <p>B Aのうち、その年度中に一般就労した者を分子</p>	<p>指針における就労移行率は、就労移行等実態調査を基に示していることから、①の考え方となり、具体的な計画期間中の就労移行率の算出方法として、例えば平成27年度については、平成28年4月1日に支給決定されている者の数を分母とし、平成27年度中に一般就労した者を分子として算出することになるので留意願いたい。</p> <p>なお、年度途中に設置された事業所について就労移行率を算出する場合には、設置時点において支給決定されている者の数を分母としても差し支えないこととする。</p>
9	<p>就労移行支援事業の利用者数の目標とサービス見込量の設定に当たり、平成27年度以降、就労継続支援B型の利用に当たっては、アセスメントとして就労移行支援事業の利用が原則必要となるが、目標とサービス見込量を設定する際、アセスメントの利用も含めて考えるのか。</p>	<p>アセスメントのための利用は、あくまで暫定的な利用であり、本来の就労移行支援事業の目的に沿った利用とは異なるものであることから、目標とサービス見込量の設定に当たってはアセスメントの利用は含めない。</p>
10	<p>短期入所のサービス見込量を設定する際、第4期からは福祉型と医療型それぞれ分けて設定することが必要か。</p>	<p>地域における医療型・福祉型それぞれのニーズは異なるものであり、分けて設定することが必要である。</p>